

軽自動車税（種別割）の課税免除（商品車）

1 対象車両

ナンバープレートを備えた軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車及び小型特殊自動車

※対象となる車両は、**定置場が名古屋市内のもの**に限ります。

※ナンバープレートを備えていない**軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車及び小型特殊自動車**については、届出は必要ありません。

2 要件

次の要件を全て満たすもの

- 販売を目的として取得し、保有していること
- 用途が、リース車、レンタカー（バイク）、試乗車、社用車、営業車又は代車等の事業用のものではなく、また、自己で使用する等の販売目的以外の使用がされていないものであること
- 取得時の走行距離と賦課期日（4月1日）現在の走行距離の差が100km未満であること
- 賦課期日現在において、車両の所有者及び使用者について、古物営業法第3条の規定による古物営業の許可を受けており、かつ、中古軽自動車等を販売することを業とする者の名義であること

※届出を行った場合でも**要件を満たさない場合は、課税免除の扱いとなりません。**

3 申請時期

毎年4月1日から7日まで（7日が土曜・日曜・祝日等の場合には翌開庁日）

4 オンライン申請で必要なもの

- スマートフォンまたはパソコン
- 古物商許可証
- 賦課期日現在の走行距離が分かる走行距離メーターの写真データ
- 古物台帳の写真データ（手続きを行う車両が記載している部分）

※代表者・従業員等以外の方が届出を行う場合は、申請者の本人確認書類（運転免許証の両面など）の添付が必要です。

※添付可能な写真データは、1枚あたり5メガバイト(MB)以下の拡張子「.jpgまたは.jpeg」、「.png」のものに限ります。

5 オンライン申請の流れ

- 専用フォームにアクセスし、必要な情報を入力・送信する
- 確認メールが届く※

※入力内容について、名古屋市から届出者へ電話確認を行う場合があります。

6 専用フォームにおける入力の流れ

画面遷移に従って入力を行います。

なお、以下に示す入力情報は、一例です。

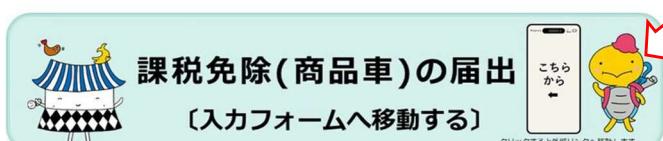
[手順1] 専用フォームへアクセスする

本市公式ウェブサイト（ページID:1011968）のバナーを押下する または 下の二次元コードをスマートフォンで読み込んで専用フォームにアクセスしてください。

●本市公式ウェブサイト（ページID:1011968）の抜粋

入力フォーム

リンクの公開期間は、令和8年4月1日（水曜日）午前9時から令和8年4月7日（火曜日）午後5時までです。



（補足）オブジェクトの意味



画面遷移



条件表示



ファイル添付

バナーを押下すると
専用フォームに
遷移します。



●二次元コード

[手順2] ログイン及び利用規約の確認

「新規登録またはログインして申請」を選択し、ログインします。

確認メール等は、ログイン時に入力したメールアドレスに送信されるので、入力したメールアドレスを忘れないようしてください。

なお、LINEでログインした場合は、LINEアカウントの登録に用いたメールアドレスに通知メール等が送信されます。

課税免除（商品車）について

このフォームは、ナンバープレートを備えた商品車に係る課税免除の届出を行うものです。
該当する場合は、当該軽自動車税（種別割）の全額を免除します。
ただし、本市が審査・その他必要な調査を行った結果、要件に該当しない場合は、納税通知書を送付します。
要件については、[本市ウェブサイト](#) を参照してください。

対象車両

ナンバープレートを備えた軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車または小型特殊自動車
※定置場が名古屋市内のものに限ります

届出期間

毎年4月1日から7日まで（7日が土曜日・日曜日・祝日の場合、翌開庁日）

添付する写真

- 古物商許可証
- 古物台帳
- 走行距離メーター

※代表者・従業員等以外の方が届出を行う場合は、届出者の本人確認書類（運転免許証の両面など）の添付が必要です。

費用

手続きは無料です。

その他

オンラインで11台以上の申請を行う場合は、複数回に分けて入力してください。

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

[新規登録またはログインして申請](#)

Graffer
スマート申請

名古屋市 ログイン

Grafferアカウントをお持ちの方

Grafferアカウント規約 [\[リンク\]](#) プライバシーポリシー [\[リンク\]](#) をお読みのうえ、同意してログインしてください。

 Googleでログイン

 LINEでログイン

 メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#) [\[リンク\]](#)

[名古屋市のサービスにGビズIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

[新規アカウント登録](#)

株式会社グラファーが運営しています。

課税免除（商品車）について

このフォームは、ナンバープレートを備えた商品車に係る課税免除の届出を行うものです。
該当する場合は、当該軽自動車税（種別割）の全額を免除します。
ただし、本市が審査・その他必要な調査を行った結果、要件に該当しない場合は、納税通知書を送付します。
要件については、[本市ウェブサイト](#) を参照してください。

対象車両

ナンバープレートを備えた軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車または小型特殊自動車
※定置場が名古屋市内のものに限ります

届出期間

毎年4月1日から7日まで（7日が土曜日・日曜日・祝日の場合、翌開庁日）

添付する写真

- 古物商許可証
- 古物台帳
- 走行距離メーター

※代表者・従業員等以外の方が届出を行う場合は、届出者の本人確認書類（運転免許証の両面など）の添付が必要です。

費用

手続きは無料です。

その他

オンラインで11台以上の申請を行う場合は、複数回に分けて入力してください。

利用規約をご確認ください

利用規約 [\[リンク\]](#) に同意して、申請に進んでください。

利用規約に同意する [\[必須\]](#)

[申請に進む](#)

●ログイン方法について

システム提供元のQAを参照してください。
右記の二次元コードから株式会社グラファーのサイトにアクセスすることができます。



[手順3] 申請者（入力を行う方）

情報の入力

[手順4] 確認事項

入力フォーム

確認事項

このフォームは、名古屋市市税減免条例第9条第1項第1号の規定に基づく軽自動車税（種別割）の課税免除事由について届出を行うものです。

届出対象となる車両は、名古屋市で課税している車両（ナンバープレートを備えている車両）以下の要件を満たすものに限ります。

*ナンバープレートを備えていない車両については、届出は必要ありません。

<車両の要件>

- ・販売を目的として取得し、保有していること
- ・用途が、リース車、レンタカー（バイク）、試乗車、社用車、営業車又は代車等の事業用のものではなく、また、自己で使用する等の販売目的以外の使用がされていないものであること
- ・取得時の走行距離と賦課期日（4月1日）現在の走行距離の差が100km未満であること
- ・賦課期日現在において、車両の所有者及び使用者について、古物営業法第3条の規定による古物営業の許可を受けており、かつ、中古軽自動車等を販売することを業とする者の名義であること

※注意

昨年度に課税免除（商品車）となった車両について、要件を満たすことにより本年度も課税免除（商品車）として取り扱う場合には、改めて届出が必要です。

必須

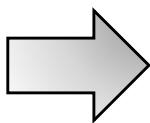
確認しました。

一時保存して、次へ進む

＜ 申請の概要等の確認に戻る

[手順5] 納税義務者等の確認

納税義務者の情報を入力します。



入力フォーム

納税義務者の確認

納税義務者の氏名 必須
届出者本人が納税義務者の場合は、改めて氏名を入力してください。

名古屋市金儲モータース ✓

代表者の氏名 任意
納税義務者が個人名ではない場合、団体の代表者名を入力してください。
※個人名の場合は、入力する必要はありません。

名古屋 太郎 ✓

納税義務者の郵便番号 必須
4608508 ✓

郵便番号から住所を入力

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

住所（都道府県・市区町村・町名） 必須
所在地を入力してください。ビル名、部屋番号が必要な場合は、あわせて入力してください。

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 ✓

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

住所（番地・号） 必須
1番1号 ✓

住所（建物名・部屋番号） 任意
名古屋市役所モータービル 1階 ✓

納税義務者の連絡先 必須
届出者本人が納税義務者の場合は、改めて連絡先を入力してください。

0529722355 ✓

古物商許可番号 必須
12桁の番号を入力してください。

888888888888 ✓

添付

古物商許可証 必須
公安委員会の押印と登録者の情報が記載されているページの見開きを撮影して添付してください。

ファイルを選択...
image.jpg (eye icon) (trash icon)

古物商許可証（異動事項） 任意
異動事項に記載がある場合は、添付してください。

ファイルを選択...
image.jpg (eye icon) (trash icon)

納税義務者と申請者（届出者）の関係 必須
※パートタイマー等の正規雇用者でない者について、形式的な呼称ではなく業務として雇用している場合は、「代表・従業者等」を選択してください。

代表・従業者等
 その他

一時保存して、次へ進む

戻る

(次のページへ)

●代表・従業者等でない方が入力した場合

納税義務者と申請者（届出者）の関係 必須
※パートタイマー等の正規雇用者でない者について、形式的な呼称ではなく業務として雇用している場合は、「代表・従業者等」を選択してください。

代表・従業者等
 その他

その他 必須
代表者の従兄弟 ✓

申請者（届出者）の郵便番号 必須
4608501 ✓

郵便番号から住所を入力

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

申請者（届出者）の住所（都道府県・市区町村・町名） 必須
町名以降の住所については、次の欄へ入力してください。

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 ✓

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

申請者（届出者）の住所（番地・号） 必須
1番2号 ✓

申請者（届出者）の住所（マンション名・部屋番号）
ティーサイド愛知 309号室 ✓

添付

申請者（届出者）の本人確認書類を添付してください 必須
運転免許証の場合は「両面」、公的な機関が発行する証明書で写真ありの場合は1点、写真なしの場合は2点添付が必要です。
※添付できるファイル容量上限は、6 Mbです。

運転免許証
 公的な機関が発行する証明書（写真あり）
 公的な機関が発行する証明書（写真なし）

申請者（届出者）の本人確認書類（写真あり） 必須
例)マイナンバーカード、パスポート、在留カード等

ファイルを選択...
image.jpg (eye icon) (trash icon)

一時保存して、次へ進む

戻る

●添付方法について

あらかじめ端末に保存された画像を添付します。

また、スマートフォンで入力する場合は、フォーム内でカメラアプリを立ち上げて撮影した画像を添付することもできます。

申請者（届出者）の運転免許証（表面） 必須

ファイルを選択...
写真ライブラリ 必須
写真を撮る
ファイルを選択

一時保存して、次へ進む

戻る

[手順6] 車両情報の入力等

届出を行う車両の情報を入力し、必要な画像データを添付します。

[手順7] 最終確認

入力フォーム

車両情報

令和8年度の軽自動車税（種別割）に対して届出を行う場合は、「8」と半角で入力してください。

8

*注意

複数年度をまとめて入力することができないため、単年度ごとに入力して届出を行ってください。

必須 最大10件まで入力可能

1件目

ナンバープレート 必須

以下の入力例を参考に、全角英数字で入力してください。

【入力例】

- 原動機付自転車 「名古屋市ん7584」
- 二輪の小型自動車 「名古屋Cん7584」
- 軽自動車（二輪） 「1名古屋ん7584」
- 軽自動車（二輪以外） 「名古屋580ん7584」

(例)

「名古屋580ん・7-584」は、「名古屋580ん7584」と入力してください。

*「・」及び「-」を含む場合は、入力不要です。

名古屋580ん7584

取得年月日 必須

2025/12/25

走行距離（取得時） 必須

819

km

走行距離（届出年度の4月1日時点） 必須

918

●車両の情報

1台ごと（青枠破線）に車両の情報を反映してください。

【反映項目】

- ナンバープレートの番号
- 取得年月日
- 走行距離※1
- 走行距離メーターの写真※2
- 古物台帳の写真※3
- 届出回数

- ※1 取得時および届出年度の4月1日時点のもの
※2 届出年度の4月1日時点のもの
※3 同じページに複数台を記録している場合は、当該車両がわかるように撮影してください。

入力フォーム

最終確認

車両の審査開始後、メールが自動送信されます。

なお、車両は、1台ごとに審査・その他必要な調査を行います。

*審査を開始すると「申請一覧」で確認できる対応ステータスが、システムの都合上、「完了」となります。ただし、審査の結果すべての車両が課税免除に該当したこと示すものではありません。

*注意

「noreply@mail.graffer.jp」からのメール受信許容の設定をしてください。

<要件に該当した車両>

該当した車両について、その年度の軽自動車税（種別割）が全額免除されます。

<要件に該当しない車両>

該当しない車両について、納税通知書を送付します。

確認しました。

一時保存して、次へ進む

戻る

添付

資料 走行距離メーターの写真（届出年度の4月1日時点） 必須

ファイルを選択...

image.jpg

資料 古物台帳の写真 必須

ファイルを選択...

image.jpg

届出回数 必須

当該車両について、課税免除（商品車）の届出を行った回数を入力してください。

*初めての場合は「1」と入力してください。

1

もう1件追加する

あと9件まで追加できます

一時保存して、次へ進む

戻る

●走行距離メーターの写真

走行距離

「走行距離」がはっきりと判断できる写真を添付してください。

●複数台の届出を行う場合

1度の届出で、まとめて10台の車両を入力することができます。

11台以上の車両を入力したい場合は、複数回に分けて届出を行ってください。



[手順8] 申請内容の確認

入力内容の確認を行いデータを送信すると、申請完了画面に遷移します。

申請内容の確認

申請者（届出者）の情報

申請者の種別 必須
個人
名前 必須
名古屋 太郎
生年月日（西暦） 必須
1948/11/03
電話番号 必須
0523249803

（省略）

車両情報

課税年度 必須
8
必須 最大10件まで入力可能

1件目

ナンバープレート 必須
名古屋 5 8 0 ん 7 5 8 4
編集

取得年月日 必須
2025/12/25
編集

走行距離（取得時） 必須
819 km
編集

走行距離（届出年度の4月1日時点） 必須
918 km
編集

資料 走行距離メーターの写真（届出年度の4月1日時点） 必須
image.jpg []
編集

資料 古物台帳の写真 必須
image.jpg []
編集

届出回数 必須
1
編集

もう1件追加する

最終確認

必須 確認しました。
この内容で申請する

申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、[申請内容ははこちら（申請詳細）](#)からご確認いただけます。

アンケートのお願い

オンライン手続きにはどのくらいご満足いただけましたか？

不満 ★★★★ 満足

ご感想 任意
オンライン手続きの良かった点や、今後オンラインをより良いものにするための改善点などを聞かせください。

記載内容はご感想やご意見に限られていた質問に対する回答はおこなっておりません。ご質問や申請内容に関する補足は、名古屋市に問い合わせください。

利用規約に同意してアンケートを送る

回答結果は、オンライン手続きを改善するため株式会社グラファーと名古屋市がいたします。 [アンケート利用規約を確認](#)

[ホームへ戻る](#)

noreply@mail.graffer.jp
宛先:Nagoya.taro@city.nagoya.... >

名古屋市 名古屋市 軽自動車税（種別割）課税免除（商品車）届出フォーム 申請受け付けのお知らせ

以下の届出データの送信が完了したことをお知らせします。

=====

■ 届出の種類
名古屋市 軽自動車税（種別割）課税免除（商品車）届出フォーム

■ 届出日時
20**-07-07 07:07:07

■ 届出管理番号
1661-4268-12**-1234***

○ 届出の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。
https://sandbox-ttkz.graffer.jp/smart-apply/applications/166142689_12**1234***

=====

●通知メール

入力を終えデータを送信すると、ログインで使用したメールアドレスに確認メールが届きます。送信内容に誤りがあった場合は、金山市税事務所の軽自動車税担当（052-324-9803）へ連絡してください。

また、入力内容に不備があった場合、修正を依頼する通知メールを送信します。発送通知が届くまでは、受信するメールに注意してください。

なお、通知メールは、送信専用アドレスです。返信いただいても受信できかねます。

●入力データの送信

「この内容で申請する」を押下すると、入力内容が名古屋市へ送信されます。

最短で、翌日には内容の審査を開始します（土日祝日を除きます。）。

名古屋市のオンライン申請についてのお問い合わせ先

担当 金山市税事務所徴収課（軽自動車税担当）

郵便番号：460-8626

所在地：名古屋市中区正木三丁目5番33号（名鉄正木第一ビル）

電話番号：（052）324-9803

メールアドレス：a3249803@zaisei.city.nagoya.lg.jp

※電子メールに関しては常時受け付けますが、回答までに日数がかかる場合があります。

お急ぎの場合は、電話にてお問い合わせください。

※電話による相談は、月曜日から金曜日(祝日および休日を除く)の午前8時45分から
午後5時15分まで受け付けています。